

# 日本から輸出した貨物に対する輸入国からの確認について

- 日本からの輸出貨物に対して、輸入国からEPA上の原産品かどうかの確認が行われることがあります。
- 確認はEPAに規定された方法で実施されます。協定及び証明制度によって、実施方法は異なりますので、以下の表と併せて各協定の規定等をご確認ください。
- 輸入国からの情報提供要請の結果、原産品であることが確認できなかった事例もありますので、EPAの利用に当たっては、輸出する貨物の原産性をよくご確認ください。

EPA	証明制度(輸出貨物に係るもの)					
	第三者証明 (原産地証明書)		認定輸出者		輸出者自己申告	
情報の提出先	日本商工会議所	輸入国 <sup>※</sup>	経済産業省	輸入国 <sup>※</sup>	税関	輸入国 <sup>※</sup>
CPTPP						○
RCEP	○		○		○	
日オーストラリア	○	○			○	○
日EU、日英					○	
日ペルー、 日スイス	○		○			
日メキシコ	○	○	○	○		
その他のEPA	○					

※ 輸入国当局が直接、輸出者へ検証を行う